

第十六回国会
衆議院

文部委員會議録第十八号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 天野 公義君 理事 伊藤 郷一君

理事 原田 憲君 理事 田中 久雄君

理事 前田 榮之助君

相川 勝六君 尾関 義一君

小西 寅松君 竹尾 式君

今井 耕君 町村 金五君

高津 正道君 野原 覺君

山崎 始男君 大西 正道君

松平 忠久君 北 吟吉君

小林 信一君

出席國務大臣 大達 茂雄君

出席政府委員 文部事務官(社 寺中 作雄君)

文部事務局長(社 寺中 作雄君)

委員外の出席者 専門員 石井 易君

専門員 横田重左衛門君

同日

理事坂田道太君の補欠として伊藤郷一君が理事に当選した。

七月二十四日

委員西村力弥君辞任につき、その補欠として弘原弘市君が議長の名目で委員に選任された。

同日

理事坂田道太君の補欠として伊藤郷一君が理事に当選した。

七月二十三日

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

理科教育振興に関する請願外一件(菊川忠雄君外一名紹介)(第五二八八号)

学校給食法制定等に関する請願(田中久雄君紹介)(第五二八九号)

義務教育費国庫負担額確保に関する請願(中村梅吉君紹介)(第五二九〇号)

義務教育費国庫負担法の実施等に関する請願(竹谷源太郎君紹介)(第五二九一号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

義務教育費国庫負担法に関する特別措置撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二九二号)

よつて理事辞任の申出を許可するに決しました。

これより理事の補欠選挙を行います。理事の選挙は、その手続を省略し、先例により委員長において指名するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○辻委員長 御異議なしと認め、私より伊藤郷一君を理事に指名いたします。

○辻委員長 これより青年学級振興法案を議題とし、前会に引続き残余の質疑を許します。山崎始男君。

○山崎(始)委員 大臣が来られませんでしたので、大臣が見えてからひとつ……。

○辻委員長 高津正道君。

○高津委員 地方における青年は、国家が三分の一の補助を与えて、そうして青年の自主的な、今までの研究サークルのような自由な勉強を、教育委員会とか、あるいは村議会とか、あるいは中央の文部省の手で拘束するというようなこのやり方は、戦時中のいわゆる青年学校になるおそれが十分にあるというふうな見地から、日本青年団協議会では、昨年も本年の五月にも大会を開いて、青年学級振興法の制定に強い反対を示しておるのであります。従つてこの法律が多数決によつて委員会、本会議を通り、実施を見た場合には、青年が非常にこれに反対するであろう、あるいはサポータージュをもつてこれに報いるであろう、このように私はその点をも非常に憂えておりますが、政府

の見解をこの際承つておきたいと存じます。

○寺中政府委員 青年学級振興法の施行に關しまして、日本青年団協議会において反対意見があるというふうなことにつきましては、この前の委員会にも御説明したと思うのであります。自主的運営を阻害するというような点を非常に心配をして、その理由から反対をするのであります。これはまづたく誤解でありまして、本法をお読みになつてもわかりますように、青年の方から自主的にその開設を申し出で、またその運営は勤労青年の自主性を尊重するということを、法をもつて保障をいたしておるのでありますから、その心配はないと思うのであります。かりに法律が通ると出ないとかかわらぬ、青年学級の実際は運営されておるのであります。これを何らの法的な措置をとらないでございました場合に、むしろ町村当局その他町村の何と言いますか、ボスという人々によつて、これがいろいろ干渉的な運営になるといふようなこともあり得るかと思ふのであります。その際に法の第三條によりまして、青年学級の運営は勤労青年の自主性を尊重してなされねばならないということがあるのであるから、この法の精神に基いて、むしろ青年学級の運営に關して、青年学級運営委員会等をつつて、青年の意見をこの中に反映して、そうして自主的な運営にするようにということを、町村当局に向つてこれを指導するという道も

あるのであります。そういう意味で法ができるということは、必ずしも官の方からこれを規制するとか、統制するとかいふようなことにはならないと考えるのであります。なお青年の意思に反してこの法律が通つた場合に、青年の方からサポータージュがあるのではないかという御心配がありました。その点は日本青年団協議会の幹部の方の中に、反対の理由を掲げて、今お述べになりましたような点で心配をしておる者が相当あるということでありまして、実際の地方の実情というものも聞いてみますと、少くとも単位青年団において、実際に青年学級を熱心に行つておるところでは、この青年学級振興法の通過を一日も早かれと待っている。この法律の施行を翹望している。現実の事実がある。その点につきましては、私どももいろいろ方法を以て調査をいたしました結果、相当その点に対する確信を持つておるのであります。青年学級法制化に關する賛否を、地方の単位青年団に聞きました結果といたしましては、その回答数四千九百四十五に對しまして、賛成が四千三百九十三、すなわち八八・八%が賛成であり、五百十一、一〇・三%が反対であるというふうな結果を見ております。その他地方に行きまして、青年の懇談会等に臨みまして印象、あるいはまたかんじんの日本青年団協議会において、ある県の都をとらえて、この青年学級法制化に關する賛否をとつた結果が、やはり賛成の方が多か

つたということ、日青協のニュースの中にしるしてあるという事実もあるのではありません。それによりますと、賛成が百五十一、反対が八十三である。どちらでもよいが百二十一というような結果をこの新聞に登載してあるというように点を見ても、青年層の大部分は、この青年学級振興法の通過を心から翹望しておるといふ実情にあるということについては、私も確信を持っております。

○高津委員 次に、大臣の御出席があったので、昨日の大臣の御答弁、すなわち憲法第九条に再軍備を禁止しておるけれども、現在憲法を改正して再軍備をやるべしという政党があるのであるから、そこは政策問題で、当面の重要な論争点になつておるから、その第九条について、日本は軍備を持つべきではないと憲法に規定してある、このことに先生が力を入れて講義をするならば、それは教育の中立性というものに反する、という御答弁であつたのであります。教育の中立性に反するものであれば、そのものを嚴重に注意しておつて、そういうことのないようにせよという次官通牒が、一週間ばかり前に文部省から出された矢先でありまして、憲法第九条にはこういうふうにして書いてあります、軽く一応の話はしてもよいが、そこを熱をもつて教えるのは中立性の違反になる。こういう御答弁であつたのであります。明らかにそういう答弁であつたことを私は信じております。繰返すやうで恐縮であります。憲法の一重要な点は、基本的人権——その中にあらゆる人権が、ありますが、基本的人権の尊重と、主権在民と、そうしてもう一つ第九条

の、日本は平和、戦争反対で行くのだ、戦争はやらないのだ、武力は持たないのだ、再軍備はしないのだ、こういう点が重要なのでありますから、すべての憲法をみな子供に覚えさせようといつても、これは詰込み主義であつて、できることではございません。そのような大事な点に對しては、それ／＼基本的人権においても、主権在民においても、また軍備を持たないというこの第九条においても、熱心に教えて何らさしつかえはないものである、それは少しも教育の中立性と背反するものではない、このように私は確信するのであります。大臣の責任ある答弁をいま一度承りたいと存じます。

○大達國務大臣 昨日も申し上げましたように、現行憲法の規定の趣旨を、青年学級において説明をし、教えるということは、もちろんさしつかえはないと思つております。またその場合におきまして、その言ひ方がどうであつたか、どうであつたか、さうなこまかいことを申しておるわけではないのであります。昨日は、この法律が成立して、施行せられた場合における法律の解釈論になりましたので、多少私の申し上げることを感じ違つておつたかと思つたのであります。この法律案の第十一条の二号に書いてありますことは、要するにその場合場合に特定政党の道具になつては困る。一口に言つて、昨日も申し上げましたやうに、これが自由党の政談演説会になつてしまふ、あるいは共産党の政談演説会になるやうな具体になつては困る、こういう意味であります。むしろ

憲法の趣旨を説明する場合の言葉の言ひ方、さうな点にとらわれておるわけではありません、ただその實際上これがはたして政党の道具になるやうな意味において運営されておるかどうかにつきましては、これはそのときの客観的な実態について判定をして、さうして実施機関によつて、市町村の教育委員会においてそれをさしとめる、こういう仕組みになつておるのでありますから、実際にさしとめて、御心配のやうな点はないものと考へております。

○高津委員 今、大臣の御答弁によれば、現行憲法の中の第九条を教へてもよろしい、それから言ひ方がどうこうというこまかいことを意味しておるのではない、それは熱心にそこを教へるとか、通り一べんに、書いてはありますよといふやうに教へるとか、さういふ度合いのやうなこまかいことを言うのではない、さう言われるのですね。(さうだ)と呼ぶ者あり。首を縦に振られることは、速記には載らないのですが、そこまでは大臣が首で肯定をされましたから……と、ところで青年学級が自由党や改進黨や、あるいは社会党の政談演説会場になるやうな、さういふ党派的なことになつたならば、それは地方教育委員会が監督して、禁止すべきものである、さういふ意味を前会には申しにすぎない、本日の答弁はさうになつております。この答弁は、その実情をどうきめるかというところが実に大問題で、現在日本の憲法の第九条は、これは軍備を禁止しておる事項であることはきわめて明瞭なのであります。戦車を持つて

おる、高射砲を持つておる。それを写真にとつて全国の小学生に見せれば、それはみんな戦車だと言ふわけですね。中学生も戦車だと言ふわけですね。それを特車という名前をつけて、戦車ではないと政府は言ひくめておるわけですね。(特車は特車だ)と呼ぶ者あり。それで社会通念や、あるいは国民の常識に反することを、言葉だけで、戦車ではないのだ、あれは特車だ、さう言つておるわけですね。憲法の第九条でもその解釈を拡張して、軍備をしないといふのを、どん／＼自衛力漸増で、軍備をするといふやうにまで、憲法でもそのくらい幅広く解釈するのでありますから、今の大臣の御答弁によれば、客観的な判断に基いて、そのときの実情を調査して、中立性を破つたものか、破らぬものかを地方教育委員会が決定すると言われるが、その地方教育委員会がどんなことをするか。中には非常に保守的な教育委員会がありまして、——田中久雄君は本会議の席上で、あれは日教組の教員が政治活動をやらないやうに、それを監視するためだ、自由党が政略的につくつたものだから、さういふことを明らかに指摘されたくらいであります、この法案が成立すると、義務教育に携つておる教員の四割も五割もが、今度青年学級に非常なる過勞において携わらねばならぬことになるでありませんか、それをまた教育の中立性に違反した、今のは、あそこが力が入つておつたといふやうなことで首にする、赤のペーじではない、桃色のペーじといふこともあれば、まるで白のものでも、氣にぐわねば、あれは第九条を熱心に教へておつたといふことでひつかけられるよ

うなおそれが十分あるのであります。私は大臣の御答弁では満足できないのであります。今の政府が拡張解釈をするくせを、従来さういふ伝統をつくり上げておりましたが、この場合にはさういふやうな拡張解釈はしないのだ、さういふ断言をこの際してもうえれば安心ができるのであります。断言をしても拡張解釈ではないのだといつて、またひつかけて行く。私は全国の教職員の身分の安定のために、さうしてまた日本の民主化を守るために、この質問をしておるのであります。大臣の御答弁では、まだわれ／＼はどうしても納得ができないのであります。さういふ少し納得のできるやうな御答弁をお願いする次第であります。

○大達國務大臣 地方教育委員会におきまして、この第十一条に掲げられた趣旨をはき違へて、さうでないものに對しても禁止あるいは停止の命令をするといふやうなことが、実際にいふところ、全然あり得ないとは私も考へない。さういふことはあるかもしれぬとは私も考へます。しかしながら御承知の通り、市町村の教育委員会というものは、単位の教育行政の側面にあつておるのであります。でありますから、この教育委員会にやつてもらふ以外に、現在の制度の上においては、これはやりやうがないのであります。現在御承知の通り、市町村の教育委員というものが、市町村における学校の教育の事務をとり、またその運営について責任を持つておるのでありますから、これがどうもボスがおつて、不都合な決定ばかりをする。この地方教育委員会というものは信用できないものである、さういふやうにお考へになつておる面も

あるかと思うのでありますが、今日の制度を中心として考えますと、地方教育委員会にやつてもらうよりほかにないのであります。現行の制度がそうなっておりますから、ほかにこれはどうも、せつかく教育制度の基本的な機構として法律上あるけれども、これは信用できぬ、こういう法律の立て方はできないのであります。

○高津委員 私のおそれるような中立性違反の拡張解釈ということがあつてもいい、だが地方教育委員会によつてやつてもらうよりしうがな

い、こういう御意見でありますし、また私が何か地方教育委員会の委員全部をボスであり、あるいは間違つた解釈をやる人だと解釈しておるかのようによ、あるいはお受取りになつたかも知れぬが、私はそのような考えはもちろん持つてはいないのであります。

それから大臣は、今法案の審議が青年学級振興法になつておりますから、青年学級振興法の問題だけについてお答えのようでありまして、教育の中立性という問題は、義務教育のみならず、大学、大学院、一切の教育面全部わたることでありまして、文部委員会としては、教育の中立性の限界と、政府のこれに対する理解ということは、実に重大問題でありまして、必ずこれは公聴会を開いて、さらに一般の認識や、実情をもここで調査せねばならぬほどの重大な問題であるのであります。それで、一番末端の青年学級の問題であるが、自分は大きなことを言つておるのだ、大きな質問がここに現れておるのだ、このように考へて、青年学級に限らないで答弁をしていただきたいのであります。

それで、憲法を教えることはさしつかえないのだ。そこを他の重要な二つの憲法の要目と並べて熱心に教えることもよいという答弁に本日はかわつて参つたのであります。だが客観的に見て中立性に違反しておれば、それはいけないのだ、そこへひつかつておるのです。私は拡張解釈はこの内閣のいつもやる手であるから、ここで拡張解釈が行われないという保証を、あなたから何らかの提示していただきたいと思ふ。それならばやや安心ができるのであります。

○大達國務大臣 行政上の機構を構成しておる人が、それ／＼権限があるのではありませんが、その権限を故意に濫用し、もしくは間違えて、結果において濫用することでありまして、これは人間の用事というものは申し上げられない、こう申し上げたのであります。しかしながら行政機構が定まつておれば、その機構を構成する人が法律上の権限を行使するのは当然でありまして、その権限の行使を誤つた場合における措置につきましては、別途にこれを是正する仕組みがあると思ふのであります。

さういふわけでありまして、地方教育委員会という機構がある限り、この機構にゆだねる以外には法律のこしらえようがないのであります。その点はひとつ御了承いただきたいと思ふのであります。

○高津委員 今大臣は、そういう誤りを犯す者があつた場合には、それを別途に罰する規定があるかと思ふのであります、というのか、あると思ふのであります、というのか、明瞭でないのであります、文部省はその罰則をこの際明らかに示したい。

○大達國務大臣 私は罰則云々と申し上げたのではありません。一般的に行政機構を構成しておる人が、故意に権限を濫用し、もしくは誤つて権限を行使する結果、濫用したと同じ結果になる。これについてはそれ／＼の場合について正の仕組みがあると思ふ、こういうことを申し上げたのであります。地方教育委員会につきましては、もちろん罰則とか、すぐ刑罰をもつてそれに臨むというよりは、その場合に

よつてあるかも知れぬ。しかしそれはそれ／＼の場合の規定であると思ひます。地方教育委員会につきましては、やはりこれを指導し、助言し、監督して、そういうことのないようにさせよう。はなはだなまぬいことであるかも知れぬけれども、そういう正の道はあるのであります。

○高津委員 是正の仕組みがある、是正の道がある、それは助言、指導を文部大臣が行うからというのであります、それが、それもまた私は信じないのて……。(信じなかつたらしうがな

いよ)と呼ぶ者あり)ただ信ぜよと言へば、政治ではなくて宗教ですよ。それで私は、これはいくら議論しても不足でありますから、山崎委員が待つておられますから、山崎委員に、次いで質問をしていただきます。

○山崎(始)委員 昨日に引き続きまして、私は教育の中立性、この問題について少しお尋ね申し上げます。教育の中立性の基本的なことに對して高津委員から、お話を聞きましたが、私はこの青年学級の実際の運営にあたつて、

文部大臣がお考えのような教育の中立性の解釈も、もとから考えますと、青年学級の受講者が年齢的に見ても、義務教育の児童、生徒のごとき子供と相当違うので、教育中立性の紛争というものが私は絶えず起つて来るだろうと思ふ。これを私は一番おそれるものであります。特にこの青年学級法案の第十七条を見ますと、「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する」という罰則規定があります

るが、おそらくこの罰則規定の内容なるものは、大部分が教育の中立性を侵したとか、侵さぬとかいう問題がほとんどになりやしないかと、私は今から杞憂を持つものであります。そういう観点から私は、教育の中立性の解釈の範囲といひます、この問題は特にたびたび起るであらうという懸念があるだけに、私はよほど明確に大臣の御見解をきめていただいとおかないといひないのじやないかと、かように私は思ふのでございまして。それでこの青年学級振興法案の十一條の二、三号あたりを見ますと、この青年学級振興法案においては、いわゆる学校の適用しないのだから、教育基本法の八条は適用しないのだという昨日の御答弁であります。したが、ただいま私が申し上げます青年学級振興法案の十一條の二と三の二つの項目は、ちやうど教育基本法八条の二項をここへ移しかえたという印象を持つものであります、さううであります、どうでありますか。

○大達國務大臣 大体その通りであります。○山崎(始)委員 私も、だろつという想像をいたしましたのであります。そういたしますと、青年学級のこの規定が

適用される場所といふものは、あるいは公民館をさすのであります、それともその授業をやる学校の建物の内部だけをさすのであります、どこをさすのであります、さういふか。

○寺中政府委員 この条項によりまして、実施機関は、青年学級において、これ／＼の行為を行つてはならないといふことになつておりました、この青年学級といふのは、自治機関すなわち公民館あるいは学校の行ふ事業であります。この青年学級とは、そういう性質のものであります、別にそのため特有の建物を持つておるわけではありませぬ。場合によつては、お寺を借りてやることもあり、またある場合には野原でやることも考えられるといふわけでありまして。ただ青年学級として、公民館なら公民館が事業主体となつてやつておるこの事業の中において、さういふことが行われることはおもしろくない、こつういふ意味であります。

○山崎(始)委員 場所の範囲はよくわかりました。ただ私たちのおそれますことは、青年学級といふ一つの社会教育の立場から見た場所といふものが、実際問題とすると、非常にあいまいになることがたび／＼起るだらうと思ふ。ただいま局長から述べられました、ただ、お寺でも行われることがあるだらうといふことであります、これは当然であります、あるいは天気の良い日には、受講者を連れて山へ行つて、そこで講義をいたしますか、グループをつくつて話し合ふというふうな場合も起るであらうと思ふ。あるいは川へ行つてやるような場合も起ると思ふのであります、さういふ点で、この十一條の場所といふ問題が、ほんとう

に教育の中立性を侵害したかしないか、どこでしたかという問題が起つた場合に、かなりあいまいな問題が相当含まれておるだろう。私はこのように思うのであります。まあ場所の点は、比較的はつきりいたしました。結局山であるうと、川であるうと、お寺であるうと、学校であるうと、教育の中立性を侵害するような危険性が、いわゆる学校教育とは違つて、起り得るおそれがあるということに、私も了解するわけでありまして。それで先ほども、たまたま憲法九条の問題が起りました。昨日の文部大臣の御答弁によりまして、憲法を教えるときに、憲法九条を、再軍備をやつてはならぬのだ。日本の憲法というものは、いわゆる基本人権と、平和と、そして主権在民の三つが骨子なんだ、とこう言う場合に、再軍備をやつてはならぬのだ、と言うことはさしつかえがない。しかしながら、憲法の講義をやるとき以外において、再軍備をやつてはならぬという言葉は、これは政治的な言葉だ、だからそれは教育の中立性の侵害である。こういう御答弁であつたのであります。が、私は、教育の中立性の問題が起つたときに、大臣のようなお考えであつたならば、あらゆる面において、時の政治問題あるいは経済問題を取上げて講義をする場合、その講師が話をするものが、実問題としてできぬ、このように私は思うのであります。たとえて申しますれば、日本の経済の話を伺いつたしまして、必ずそれは政治につながつておられます。アメリカのごとく、非常に経済力のゆたかな国であるならば、そういう政治と経済の問題の接点点というものが遠い。しかし日本

の国は、御承知のように非常に経済力というものが底が浅い。だから経済の話をいたしておきましても、必ずその底を割つて突き詰めて行くと、いわゆる学問の探究というものをやつていゝるうちに、底が浅いだけに、政治の面と接する部分が多いと思ふのであります。ところが受講者の年齢というもの、先ほども申しあげましたように、義務教育の児童生徒のごときものではない。講師がこうなんだ、ああんだと言へば、それですかすか聞き流す年ごろの者ではありません。ホワイあるいはウオットというような、疑問な来り、質問というものが、たび／＼出て来る。すなわち教える立場から言いますと、かなり手に負えない、教えるに、いやもすると、教育の中立性の侵害になりそうだと、いふ分野へ相当入つて行く危険性が、実問題としてあると思う。ただ単に、再軍備の問題を話をするのでなく、憲法九条の講義をするときだけに話をすれば、それは学問上教育の中立性の侵害にはならぬと言われましても、私がたまたま申しましたように、経済の問題を説いておつても、受講者の年齢などから申しましても、再軍備の問題へ入らざるを得ないような講義内容になつて来るおそれがある。あるいはまた軍事基地の問題をとらえて、先生は一体軍事基地の問題をどう思うか、こういうような問題を常に課題となつたがらうと思ふのであります。そういうときには、軍事基地に対していいの悪いのか、とことばまで突き詰めて来る、質問をして来るおそれがあると思ふのであります。従つて私は、先ほど文部大臣もおつしやつたように、教育の中立性の限界、解釈の根本的な考え方というものを、

大臣みづからがはつきりと持つていらつしやらないと、私は、義務教育の場合の教育の中立性の紛争問題とは違つて、この青年学級をやつた場合には、多分にこれが出て来る、このように思ひます。同時にまた、大臣の昨日の御答弁のような憲法を教えるときにおいては、再軍備をしてはいかぬのだ、日本の憲法はそういうつておるのだと言ふことはかまわぬが、憲法を教えるとき以外で再軍備を論ずることは、これは政治問題だ。たまたま再軍備問題というものが、現在の政治の課題として大きく浮び上つておるから、それは政治問題だ。だからそれを教えることは教育の中立性の侵害である、こういう妙な論理というものは、とうていわれ／＼には容認できないのであります。また同時に、そういう論理でもつて、この青年学級振興法の第十七条を適用されたならば、教える先生というものは、これはもう罰金だらけ、体罰だらけの問題が起つて来る。かように思ふのであります。受講生の年齢その他から見て、実問題として憂慮にたえぬから申し上げるのであります。そういう危険性があるかないか。大臣はさつき、それは地方の教育委員会がやることなんだからと、こういう御答弁でありました。が、いわゆる文教政策の最高責任者であるところの大臣みづからのお考えというものが、確立されてない。確立されておるのではありません。いかに非常な弾力性のお考え、一つも弾力性のない、弾力性のないところではない。何だかあなた御自身が再軍備に賛成をしていらつしやるのかのごとき印象を与えるようなお考え、これに對

しては、私たちはとうてい満足することができないのであります。ただいまのような危険性が、私は多分にあると思ふのであります。大臣は危険性があるとお思いになられますかどうか。あるとお思いになられますならば、第十七条の罰則規定は大いに考へなければならぬ。この点について、私はお伺ひしたい。

○大達國務大臣 教育基本法の第八條の、いわゆる教育の中立性に関する規定、これは必ずしも義務教育学校だけに限られておるのではない。大学などにおきましても、いやしくも学校教育におきては、中立性というものが維持されなければならぬ。こういう規定でありまして、青年学級の講義を受ける生徒については、同じことであると思ひます。教育基本法の第八條の規定は、大学以下すべての学校に通ずる原則となつております。

そこで、この十一條の解釈について、とかく疑問が起りがちである。従つて非常にこの規定があるとの間違ひを起しやうい。こういう御趣旨のようでありまして、その点は、教育基本法の第八條につきましても、同様な問題であります。しかしながら、さればといつて、その規定がなくてよろしい、こういうものではないと思ふのであります。ただ実際の適用にあたりまして、これが常識的に見て、あまり変なことにならぬようにするといふことは、これにはもちろんであります。適用の場合におきましては、個々の具体的場合に於いて判定する以外にはないのであります。が、先ほど申し上げましたように、私は、憲法の講義のときにでなけ

れば、再軍備は許されぬということ。を言うてはならぬ、そういう意味のことを申したつもりはないのであります。実際には、客観的に見て、その青年学級というものが、あたかも特定政黨の道具であるかのごとき観を呈する。あるいはある政黨の政談演説会のような観を呈する。こういうことはいけません。この判定は、地方教育委員会がその実態を見て、そうしてそれに対して注意を与える。あるいは禁止、停止をする。なお、それでもきかないものについては、罰則の適用がある。その罰則を適用するにあつて、地方教育委員会が判定が間違つておるといふことであれば、これは裁判官の判断にまかせざるよりはかたないものであります。でありますから、すべて一定の権限あるいは一定の禁止、制限の規定というものは、これが全然間違ひなく施行せられるといふことは、人間が施行する限り、間違ひがあり得ないのだといふことは申し上げられません。しかしながら、やはりこれは教育の中立性という意味から、なければならぬ規定であると思ふのであります。その實際の適用につきましても、非常識なことのないようにいたしたい。趣旨は、ただいま申し上げましたように、これが政黨の道具になつたり、あるいは政談演説会場化するとかいうことをとめた趣旨であることを御了承願ひたいと思ひます。

なお私は、この規定の趣旨からして、せつかく例におおげになりましたから、再軍備云々のことが中心になつたような話であります。しかし私自身は、自由黨に所属するものであります。再軍備には賛成でないものであり

ますから、その点はよく御了承願いたいと思ひます。

○山崎(給)委員 今の御答弁ですが、私は、今の教育基本法の八条を移しかえたところのこの十一條の規定をなくせいと申し上げた意味ではございませぬ。むしろ私は、それは適当な、こういう規定は必要であることは認めるのであります。しかしこの中立性に対する大臣の解釈の仕方、いわゆるお気持ちというものが非常にへんばだ、非常に狭い。これを私は申し上げておるのであります。従つて狭ければ狭いだけに、この第十七條の規定に該当するようない、いわゆる一年以下の禁錮に処せられたり、あるいは三万円以下の罰金に処せられたりするようなおそれがたびたび起つて来る。問題が起りやすいということをお申し上げておるのであります。むしろ規定を除外するのなら、私は十七條を除外してもらいたい。こういう意味でありまして、決して十一條を除外せよと私は申し上げておるのではありません。この点はひとつ誤解のないようにお願いいたします。いづれにいたしましても、この問題は、ただいまの大臣の御答弁では、私は満足しかねるのであります。先ほど高津委員から、教育中立性の問題で、公聴会云々の問題まで出しましたが、まことにものともな要望だと思ふのであります。しかしこの問題は他日に譲ります。

○寺中政府委員 今日、勤労青年の実態から見まして、また勤労青年が教養に対する非常な熱意を持っておりまする実情から見まして、勤労青年学級の必要性が非常にあります。この実態に即しまして、この青年学級振興法を提案しようということになつたわけでありま

すが、なせこの問題をお取上げにならなかつたのであります。この点についてお伺ひいたします。

○寺中政府委員 現在公民館に對しまして、運営費補助といたしまして、約二千百万円ばかりの金を補助いたして、勤労青年教育がわが国の産業の振興に寄与し、且つ、民主的で文化的な国家を建設するための基礎をなすものである。つまり勤労青年の教育をやるべき、国の産業が興り、国の文化というものが高まるのだ、こういう考えが主であるのか。それとも青年自体に、当然憲法上の精神、教育基本法の内容からして、教養を積むところの機関を設置してやるべきが必然的なものである、というふうな二つの考えが、この目的を考へる場合にも、読んで感ずる場合にも、取上げられるのですが、この点まず最初に、はつきりしていただきたいと思ひます。

○寺中政府委員 この法律を施行いたします目的といたしまして、直接には、現在実情として行われておる青年の共同学習グループ、すなわち実体上の青年学級を大いに育成して、青年のためにいい施設をしてやるということとでございます。しかしそれについて助成をする、補助政策をとるということになるには、やはり国家的見地において、そのことが結局国の産業の振興に寄与し、民主的な文化的な国家を建設する基礎になるといふところの理由があつて、初めてこれを補助するといふこと、理由づけができるのであります。そういう意味から、直接には青年のための育成政策をとる。その措置として補助をいたすのは、国家の立場から見て必要であるからだ。こういう

わけでございます。

○山崎(給)委員 いま一点、青年学級振興法案というものをつくらなくとも、現在の公民館を通じて、大いにこの青年学級の持つておるところの目的というものは達成せられるのではないかと。言いかえまして、今日の公民館運動を充実させるために、政府の方から補助金なんかを出してやるならば、何も青年学級振興法案という、特定の新しいものをきよう／＼しく銘打つて法案化しなくとも、私は、今の公民館運動を通じてこそやるのが本筋ではないかというふうな気がいたすのであり

ますが、なせ公民館を通しておやりにならなかつたか、この点についてお答え願ひたい。

○寺中政府委員 現在公民館に對しまして、運営費補助といたしまして、約二千百万円ばかりの金を補助いたして、勤労青年教育がわが国の産業の振興に寄与し、且つ、民主的で文化的な国家を建設するための基礎をなすものである。つまり勤労青年の教育をやるべき、国の産業が興り、国の文化というものが高まるのだ、こういう考えが主であるのか。それとも青年自体に、当然憲法上の精神、教育基本法の内容からして、教養を積むところの機関を設置してやるべきが必然的なものである、というふうな二つの考えが、この目的を考へる場合にも、読んで感ずる場合にも、取上げられるのですが、この点まず最初に、はつきりしていただきたいと思ひます。

○寺中政府委員 この法律を施行いたします目的といたしまして、直接には、現在実情として行われておる青年の共同学習グループ、すなわち実体上の青年学級を大いに育成して、青年のためにいい施設をしてやるということとでございます。しかしそれについて助成をする、補助政策をとるということになるには、やはり国家的見地において、そのことが結局国の産業の振興に寄与し、民主的な文化的な国家を建設する基礎になるといふところの理由があつて、初めてこれを補助するといふこと、理由づけができるのであります。そういう意味から、直接には青年のための育成政策をとる。その措置として補助をいたすのは、国家の立場から見て必要であるからだ。こういう

わけでございます。

○山崎(給)委員 目的というものは、はつきりここに書いてあるのですが、とりよつてはいる／＼に考へられる。勤労青年教育がわが国の産業の振興に寄与し、且つ、民主的で文化的な国家を建設するための基礎をなすものである。つまり勤労青年の教育をやるべき、国の産業が興り、国の文化というものが高まるのだ、こういう考えが主であるのか。それとも青年自体に、当然憲法上の精神、教育基本法の内容からして、教養を積むところの機関を設置してやるべきが必然的なものである、というふうな二つの考えが、この目的を考へる場合にも、読んで感ずる場合にも、取上げられるのですが、この点まず最初に、はつきりしていただきたいと思ひます。

○寺中政府委員 この法律を施行いたします目的といたしまして、直接には、現在実情として行われておる青年の共同学習グループ、すなわち実体上の青年学級を大いに育成して、青年のためにいい施設をしてやるということとでございます。しかしそれについて助成をする、補助政策をとるということになるには、やはり国家的見地において、そのことが結局国の産業の振興に寄与し、民主的な文化的な国家を建設する基礎になるといふところの理由があつて、初めてこれを補助するといふこと、理由づけができるのであります。そういう意味から、直接には青年のための育成政策をとる。その措置として補助をいたすのは、国家の立場から見て必要であるからだ。こういう

わけでございます。

○寺中政府委員 青年の教育を振興するといふことの必要、そのことのためには、昨日もちよと申し上げましたように、単に青年に對して、政府から激勵をするといふのでなくして、青年の自主性からほとぼしり出たその意欲を、側面から高揚して行くといふような方策が必要であると思ふのであります。そういう意味におきまして、この勤労青年教育のやり方には、青年の自主性を尊重して、そして現在ある青年学級を援助育成するといふ方策をとるわけでありまして、そういうこと

○寺中政府委員 青年の教育を振興するといふことの必要、そのことのためには、昨日もちよと申し上げましたように、単に青年に對して、政府から激勵をするといふのでなくして、青年の自主性からほとぼしり出たその意欲を、側面から高揚して行くといふような方策が必要であると思ふのであります。そういう意味におきまして、この勤労青年教育のやり方には、青年の自主性を尊重して、そして現在ある青年学級を援助育成するといふ方策をとるわけでありまして、そういうこと

○寺中政府委員 青年の教育を振興するといふことの必要、そのことのためには、昨日もちよと申し上げましたように、単に青年に對して、政府から激勵をするといふのでなくして、青年の自主性からほとぼしり出たその意欲を、側面から高揚して行くといふような方策が必要であると思ふのであります。そういう意味におきまして、この勤労青年教育のやり方には、青年の自主性を尊重して、そして現在ある青年学級を援助育成するといふ方策をとるわけでありまして、そういうこと

が、同時に国の立場から見ても、国家の産業を盛んにし、文化的な国家を育成するために必要な措置である。そういう意味で補助金を出すのである。結論的に、青年の自主性による教育をやるのが、国の産業あるいは文化のために必要な政策である。そういう意味で補助金を出す。こういう関係に立つと考えております。

○小林(信)委員 大臣に一般質問の場合に、私の希望するところをお伺いして、それが中途で終つてしまつたわけなのです。今の日本で重大な問題にされておる点は、取上げれば一つある。経済自立の問題とか、あるいは自衛をするとかしないとかいう問題。いずれもその裏には、教育という問題が重大な関心を持つて行かなくてはならぬ点がある。科学技術の振興というようなことには、どうしても経済自立の裏づけがなければならぬ。そこで大事なことは、大学の研究室をどうするとかという問題もあるけれども、まず第一に、農村の食糧の自給自足に携わつておる青年諸君に、新しい技術を考えてもらふ。経営方法を考究してもらふということが必要ではないか。これに対して文部省としては、どういう対策を経済自立の問題と並行して考へて行くかということをお伺いして、中途で終つてしまつたわけですが、やはり今の局長さんの御説明のようなまはらかな態度でなくて、もつとこの積極的な、青年教育の問題は国家的な目的を持つて、いわゆる経済の自立とか、あるいは青年の国民的な自覚、こういうふうなものを十分高揚するためには積極的になるべきである。しかもそれは民主的な青年諸君が、日本の将来

を、文化国家に建設して行くわけでありまして、どこまでも青年諸君の自主的な運営というものを、強く強調して行かなければならぬ、それを大胆にやるべきだと思つてございます。今の話のような予算をとるために、そして青年学級というものがすでにぼつぼつ起きつつあるから、これに対して予算の獲得上こういう法律を持ち、そして何か国家的な目的を持つておらなければならぬ、これは文部大臣の権威、抱負というふうな、消極的なもので進もうとするならば、私は文部大臣の権威、抱負というふうなものに対して、非常に悲観をするものでございます。これを実施する場合には、私はまた考えなければならぬ。今定時制高等学校という制度がある。山崎さんのおつしやつたように、その出発におきましては、青年の教育のために一般成人の教育のために、これらが重大な目的をもつて出発しておるのですから、これを強化しなければならぬのでございまして、何ゆゑにこれを考えずに、青年学級の問題に文部省は転向したか。こういうことはやつぱり質問しなくてはならぬのであります。いま一つ山崎さんの御質問等に対して伺つた中で非常に遺憾に思ふことは、公民館制度というものの目的を明確に、これが効力を発生するようにするために、この中から青年というものを除外してしまつたら、私は公民館制度というものは骨抜きになるのではないかと思ふ。公民館制度というものは、ただ単に道義の高揚だけではなく、地方の産業、経済あるいは政治意識の高揚というふうなものも含めたところの大きな目的を持つておる

ものでございます。階層的に申しますと、成人の場合、あるいは母親というふうな立場の者もございまして、やはり主は青年であります。その青年が教育される内容というものは、産業であり、経済であり、政治であり、道義であるというふうな点も考慮しますときに、これから除外するようになつたら、せつかくの公民館制度は私に無になつてしまふのではないかと思ふ。なぜかういふことをするのかを考えたときに、公民館制度にはすでに行き詰つたものを持つており、あるいは、定時制高等学校という制度がある。これが勤労青年のためにも十分考慮された制度であるはずなのに、それを考えずに、青年学級というものを考えるというところは、定時制高等学校にもある点に行き詰つたものがあつて、文部省当局としては、これらによつては、もうその目的を達することができないというふうな段階に立ち至つてゐるのではないかという疑義を保持するものであります。この点につきましてもの御説明をお願いいたします。

○寺中政府委員 勤労青年教育のため、定時制高等学校の制度と実態上の青年学級というふうなものがあるわけでありまして。定時制高等学校の教育が、教育という観点から見れば、青年学級よりも充実し、またクレジットその他点から整備も、内容もよくあるという点についてはいいのでありまして、そういう意味から定時制を大いに奨励し、またこれを強化するということとは、ぜひともやるべきであり、またその方向で文部省としても努力しておると思ふのであります。ただその定時制に入り切らない、実態上入れたくても入れられない生活状態にある青年が相当ございまして、いかに定時制制度を強化しても、これらの勤労青年を全部教養うゆゑにならぬという点が問題であらうと思ふのであります。それはどういふ点かと申しますと、まず第一に時間的制約でありまして、勤労青年は勤労を持つております。農村で申しますれば、年間の農閑期の日数というものは、大体六十日から七十日である。その六十日から七十日に一日二時間の勉強をするとして、百二十時間か百五十時間、これだけが年間にかろうじて持ち得る教養の時間であるというふうな実態の生活をしておる青年が大部分であつて、これらの人に金もやる、学校もつくつてやるから、定時制高等学校に行けと言つても、やはり時間的制約で行けないということが第一の点であります。

それから第二の点は、やはり経済的な面でありまして、定時制高等学校は義務ではないのでありますから、どうしても授業料を取つて経営をするという形になります。しかしその授業料を払うだけの生活的余裕がない人が相当にある。それからさらに定時制高等学校は町村の財政その他から見て、全国の一万余の市町村に全部普及したくても、財政上できない。またやつてみても、それに上つて来るだけの生徒がない。そこで三箇町村に一つぐらいの組合の定時制高等学校がありまして、交通の關係、あるいはその他から、やはり利用しにくい。そこでその村において、とにかく勤労青年に対する教養施設を持つことが必要であるということとが、実際の必要として起きているのであります。さらに教育内容の点から行きますと、いわゆる学校のコースとして、国語が何時間、数学が何時間という式の教育では、どうも直接自分らの生活に關係がないから、もつと実態の生活に即した、自分らの学びたい勉強をしたいという要望を青年は持つておる。そういうふうな実態から見まして、定時制では全部の青年を負担できないということ、実質的必要から、すなわち自然発生的に、青年学級という一種の制度が生まれて来たわけでありまして、それが財政上の理由から、だん／＼苦しい経営になつて来ておるので、これに対して国庫の補助をいたそうというのが、この法案の精神であります。

なお公民館との關係におきまして、公民館制度が行き詰つたから、青年学級に乗りかえたという御解釈であります。が、それはそうではないのであります。公民館の事業のうちで、特に青年学級は、今日の実情において必要であるから、そういう事業を公民館に奨励するために、青年学級の補助ということをやろう。その補助金は実質的に公民館に行くのであります。すなわち公民館の事業の育成になるわけでありまして、そういう意味で、青年学級の奨励するということとは、同時に公民館の事業を盛んにすることと同じ結果になるわけでありまして。

○小林(信)委員 定時制高等学校、あるいは公民館という制度があるにもかかわらず、これらにおいては十分な教育ができないから、青年学級を設けるという御説明がありました。しかし御説明の中に、私たちが実態を見て考へておりますのと、相当齟齬しておる問

題がありますので申し上げます。定時制高等学校においては、万全な措置をして、勤労青年の教育に対する施設を持ち、内容を持つて臨んでおるかのようなお考えでおるのですが、私はこれは絶対に文部省の思い過ぎだと思ひます。定時制高等学校の生徒たちに与えられてゐるのは、教室と先生の二、三人でございす。ほんとうに勤労青年のために定時制高等学校がその目的を達成して行くためには、それが農村であれば、すぐに農業技術の振興になる、あるいは農業経営の進展になるような教育内容を持ち、教育施設を持つていなければならぬのでございす。単に四年間勤めれば上級学校に進めるから行くんだというような者のみに魅力があつて、単位のこととはどうでもいいんだ、あそこへ行き、村づくり運動を将来やるために、ほんとうに勉強しようじやないかというような人たちは少しも魅力がない。あなたが言われるようなことを定時制高等学校が持つておるならば、あえてこういふふうなものをつくらなくてもいいと言へるわけでありす。高等学校のように、万全の措置がとられ、十分な施設があるんだけれども、残念ながら、その人たちは時間が許されないと、財政的に許されなから行けないんだ、だからこういふふうなものををつくつてやるということは、理由にはならないと思ふ。

それから公民館の問題は、青年学級をつくつて行けば、それに補助金が行く。従つて公民館も今のような状態よりも、一歩前進することができんだというような説明なんです、これはやはり私はこじつたかと思ふ。ほんとうに公民館を育成しようとするならば、公民館に対して二千万円や三千万円の補助でなくて、もつと大胆に経費を支出して、一般の方たちの資質を高める、教養を高める道を講ずべきだと思ふのでございす。もしこういふようなことをやつておるとするならば、非常に姑息だ。やつぱり何か行き詰つておるとか、あるいは教育に対して不熱心だというふうなことが考えられるわけではございす。先ほど山崎委員から婦人の問題が提供されたのですが、今度の日本の水害というふうな問題を考えた場合に、それはこわれた校舎を直せばいいとか、あるいは教科書に困つておる子供さんたちに教科書を少し何とか心配してやればいいんだというふうなお考えを文部大臣が持つておつたならば、いわゆる経済自立の、あるいは日本再建の眞づけとしての教育が考えられておらないということになるわけではございす。今一番大事な問題は濫伐の問題である。山の木を育成するということ、この水害を未然に防止する大事な問題である。ところが今どんなことがこの問題で看過されておるかと思ひます。各家庭におけるかまどの改善が完備しなければ、濫伐は依然としてやまないのであります。今日の山は、ただ濫伐を言うだけではだめです。森林だけ言うのではだめです。家庭生活の改善をやつて、高まつた教養のもとに、日本の経済の自立の問題を考へる主婦が生れなければだめなんです。そういう点まで文部大臣が考へて行つたならば、ほんとうに経済

自立、あるいは国家再建の教育ということが言えるわけでありす。もしこういふことを考へて行くならば、公民館というものにも少し積極的な経費を投じて、その内容を充実して行かなければならぬのでございす。それでなければ青年というものはこの中から抜け出してしまふ。これに補助金を出すというが、その補助金も非常に輕微なもの、私に言わせれば、地方財政を犠牲に社会教育をやらうという考へであるのではないかと、いふようなことまで考へられるわけでありす。時間がありませんので、次に経費の方の問題に移りたいと思ふのですが、一体七千万円ぐらいで、このむづかしい法律をつくつて、ほんとうに青年の教育に対して適切なものがつくられると考へておるのかどうか。まづ第一番に、指導に當る方たちの報酬なんというものは、どういふふうな考へておるのか。それから、この人たちが希望するものは、がらんとした教室でなくて、農村ならば農業技術とか農業経営、商業地あるいは工業地ならば科学技術、こういうものがすぐに振興できるように施設を希望してゐる。そういうものはどの程度にできるのか。こういう問題をまずお聞きいたします。

○寺中政府委員 最初にこの定時制高等学校との関係について、私の答弁が不完全であつたやうなお話でありましたが、文部省も定時制高等学校の振興に關しましてはいろいろ研究をし、またできる限りの努力をしておりす。しかし今日、それが完全であるといふことはもちろん言えないと思ふのであります。しかし非常に完全なものが徹底的にできまして、定時制高等

学校が全国的に非常な普及をし、また内容が充実してゐても、これに全部の勤労青年を収容し切れないものがあります。そこで定時制の制度の悪いところは改革もし、施設の貧弱なところは整備をいたしても、定時制はやはり高等学校のユニットをとるという一つの条件があるわけでありす。まづ時間的に見まして、定時制におきましては四年間に二千九百七十五時間、約三千時間を勉強することになります。その関係から見ても、一年に百五十時間くらいしか勉強する余裕のない青年にとつては、二十年ぐらゐ通わなければ、それだけのコースを修められないといふような事情から見まして、千三百万余に及ぶ勤労青年を全部定時制に収容して、勤労青年の教育をはかるといふことは不可能である。時間の点だけから申し上げても、さうであるが、その他の点から言ひまして、やはり定時制以外に、現在の勤労青年の實際生活に即した教養施設といふものが、どうしても必要ではなからうかと考へるのであります。それから、公民館の補助を強化せよといふことでございす。これもできる限り、補助の強化のために努力をいたしてあります。ただ公民館といふものの本質上、やはりこれは地方の自治財政を主体にいたしまして、すなわちわれわれのためのわれわれの施設という実力と気持とでもつて、これらの設置、運営をはかることが本體であります。国からの公民館への補助といふものは、いわば奨励の意味を持つておりますから、その運営の中で、特に国家的に見て重要と思はれる青年学級の事業に対しては、本法案によつて補助をしようということなのであります。公民館全体の運営費を、ある程度全面的に国家でもつて見るというやうなことは、必ずしも理想的なやり方であるかどうか、疑問があると思へるのであります。

それから、青年学級の補助金は七千二百万円でございます。これらで一体とれだけのことができるかといふことではあります。法案によりまして、大体運営経費の三分の一以内という予算の範囲内において補助するということになつておりました。大体の事情をいたしまして、一学級の運営費は平均六万五千円ばかりになつておるわけでありす。現在持つております予算的措置によりまして、一学級の運営費の基準経費を二万四千円と見まして、その三分の一の一学級当たり八千円といふことが基準になつております。大体六万五千円かるところへ八千円の補助金が行くといふことでありますから、はなはだ貧弱とも言えますけれども、また一面、従来ほとんどなきにひとしかつた補助金が、まあとにかく一万円近くのものが行くのでありまして、相當に助かるという見方もできるわけでありす。でありますから、それによりまして講師の報酬——これは予算の積算基礎によりまして、大体講師の一日の報酬を三百円と見ておるが、その程度の基準でもつて、運営する経費の三分の一を出すといふことでございす。

また施設の点におきまして、将来青年学級のための施設費も補助の内容としてとりたいという考へはあります。一方青年学級は学校または公民館

においてやるというのが主体になつておりますから、学校または公民館の施設が充実すれば、その施設を使つて、それを青年学級に活用してやるということになるのであります。そういう意味で、施設については、現在ある施設をできるだけうまく活用する。学校または公民館においてその施設を強化する。こういうふうな考えで、この青年学級の運営をはかりたいと考えているのであります。

○小林(信)委員 予算の問題をお聞きしたのでありますが、結局これだけでも地方では非常なうれしがるんだというふうなお話があつたのであります。それではたしてほんとうに国家として青年を教育しようとする気持になつておるのかどうか。先ほどから私は言つておるのですが、一学級八千円や一万円くらいもつて、これは先ほど講師については一ヶ月一日——結局夜間でしょうが、三百円くらいやるとしまして、一日に二人ずつ出まして、結局百人の講師が必要なんです。延べ百人の講師に三百円ずつ払えば、三万円使うわけなんです。そうしてみれば、たとい六万円の経費を計上してしましても、あとの三万円が施設とか運営費になるわけなんです。これでは今私が申しましたような、ほんとうに日本の中堅になり得る技術を高めた青年を持つことはできないと私は考えるわけでありまして。そういうふうなやり方があらゆる教育行政の中に行われておる。これは枯れた井戸の水を吸ひ上げる呼び水の的なものである。地方財政は苦しいのです、苦しい中で、こういう制度を設けると、青年諸君は一応前よりはましだということ、ところで、こういうものがつくられれば

ばそれに飛びつく。先ほど局長はいろいろの調査のパーセンテージをあげられたのですが、ほかに何もなし、施策の中で、定時制高等学校というものが不親切に取扱われておるから、こういうものをつくるといえどもやはり飛びつくわけでは。あらゆることを検討して、これが妥当である、これがいいという考えで賛成するわけではない。ほかに何ら見るべき施策がなく、貧困だから、こういうものをつくるなら、それに飛びつくというのです。しかしまたこういう内容を見まして、青年諸君がまたきつと不満を唱えて来ると思ふのです。これはやはり地方財政をあつて、程度こつちから呼び水の的なやつて、出させてつくる。三分の一補助してやるぞというふうな形にしているからこそ、いつも龍頭蛇尾で、これは定時制高等学校と同じように、ほんとうに青年を救うものではないという形に終るのではないかと思ふのでござい

ます。たといこの予算の中には考えられておらなくとも、当局としては、将来青年学級というものにどんな施設をもつて、どんな内容を盛えて青年の教育をやるうとしておるのか、もう一度お伺いいたします。

○寺中政府委員 大切な勤労青年の教育のためには、予算からいいますと、制度の面からいいますと、非常に貧弱であるというふうな御趣旨のお話でございしますが、私も今日はこの予算措置が決して完全であるとは思つていないのであります。ただ勤労青年の教育という点につきましても、全部が国家の責任であるというわけではないのでありまして、これはやはり地方と国家と両面で分担すべきものであつて、そのために地方財政が相当に使われるということがあります。これは国から非常な圧迫を加えられて、無理やり使わされておるという意味のものではないのであります。やはり大切な青年のためには、国も地方も相協力して、この教育の振興のために努めるということ、三分の一の補助ということになつておるのであります。それから、今後この法律の施行の際にきまして、できるだけ補助金の増額に努力をいたして行きたいと考えているのであります。

な。お将来の青年学級の内容は、どういふことを目的としておるかということとでございしますが、一般的目的といたしましては、この法案の第二条にありますように、「実生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教育を向上させること」でありまして、その教育内容、技能内容がどういふものであるかということとは、これはその地方の事情によつていろいろに違ふこととあります。また勤労青年の希望する教育内容と与えるという方法で運営されるのでありまして、将来あるいは農村の工業化であるとか、あるいは電化であるとかいふような科学的な農業技術といふものも取入れる必要がありまして、それに必要ないろ／＼な技能、知識を習得させるということも大いに必要になつて参るべきであります。また一般的教養をいたしましては、ただ義務教育を終えただけでは不満足でありますので、今日の時勢に処して、りつぱにやつて行けるだけの教養を与えるために、青年の気持のおもむくままに、教育内容を充実して行くということが青年学級の理想であります。この段階を理想としておるということは、私もその方では別に一定の基準を設けておるわけではございません。

○辻委員 小林君、その程度にして下さい。時間も大分経過しております。午後、他の委員会から催促を受けておりますので、その程度でございばうを願ひたいと思ひます。

が、まだ／＼形式的な、抽象的なものしかお持ちになつておられない。だから定時制高等学校につきましても、何か事足りておるようなお考えでおるのじやないかと思ふのでございしますが、実際定時制高等学校あたりの要求するものは、農村におきましても一郡において一つくらいは共同の実習地とか、研究というふうなものがほしい。実際耕作する面において実力を持ちたいというふうなことで言つておる。図書もなければ、研究用具もなければ、ただがらんとした教室の中で、先生に教わるだけでは、決して実力がついてお伺ひしたいのですが、先ほど女子の教育のことも言つたのですけれども、ミシンを一台持つたつて、今はすぐに二万、三万かかるわけなんです。こういうものが地方の若い女性には実際必要なんです。そしてこういうものを通して技術を習ひ、あるいは家庭生活の改善というふうなことを教わり、婦人として一つの特技を持ち、道義と教養を高めて行くわけですが、そういうような点についてはいささかも考えておらない。あるいは青年諸君が将来農村の工業化というふうなものを考えて行くとき、ただがらんとした教室で、先生からいふ／＼なことを教わつて行くだけでは、とうていこれはできないわけなんです。先ほど青年の教育につきましても、国家も地方もともに負担をして行かなければならぬものであるというところをおつしやつたのですが、しかし青年の教育はそれほどこせつば詰つておるし、重大である。国家の将来を考えても実に重大である。しかし地方財政といふものが今日のように苦しいとき

○小林(信)委員 小林君、その程度にして下さい。時間も大分経過しております。午後、他の委員会から催促を受けておりますので、その程度でございばうを願ひたいと思ひます。

○辻委員 小林君、その程度にして下さい。時間も大分経過しております。午後、他の委員会から催促を受けておりますので、その程度でございばうを願ひたいと思ひます。

○小林(信)委員 小林君、その程度にして下さい。時間も大分経過しております。午後、他の委員会から催促を受けておりますので、その程度でございばうを願ひたいと思ひます。

に、七千万や何ぼ出して、青年教育をやるということは、ほんとうに青年自体のことを考えてやるのじやなくて、ほかのことを考えているのじやないかと考えられても当然のことではないか。それならほかに国家の費用というものは、もうこれ以上出せないのかといひますと、幾らでも出せる予算があるのです。七千万円くらいで、一千何百万人という青年諸君の教育をやるということは、無謀だと思ひます。今私が申しましたような点についても、あるいは御考慮なさつておるかと思ひますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

○寺中政府委員 施設が貧弱であるといふことにつきましては、私も非常に考慮しまして、産業教育振興法等で施設の援助という点も考えております。そういう学校における青年学級の開設ということも考えられるわけでございまして、できるだけ努力をいたしまして、施設並びに運営の強化のためには、今後も務力して行きたいと考えております。

○高津委員 時間も、もう一時をまわつておりますので、ただ一点、昨日の大臣の御答弁と今日の御答弁との間に相当大きい矛盾が現われておるので、伺いたいと思ひます。本日大臣は、憲法第九条を教える、その言い方がどうこうというのではないという表現でもつて、主権在民、基本的人権と同様、再軍備せずの第九条を熱心に教へてよろしい、そういう意思表示をなさいました。それでは昨日の答弁をある程度緩和されているのではないかと思われる。私は大臣の御意見は、いつも多くの不満と危惧の念で聞いておる

のでありますが、ほんの少しばかり満足感のような気持ちにとらわれていることを、まあ白状いたします。しかしそれは昨日教育の中立性に關する大臣の御答弁は、憲法九条を熱心に教へるといふことは、実はそこが政党内の政策上の論争点になつてゐる現状から見て、教育の中立性の点から問題になる、このように申されておつたのであります。これは明らかに相違してゐるのであります。私たち文部委員はいずれを政府答弁と認めてよろしいか、どちらをとるべきか。これをまず聞きま

す。

○大達國務大臣 私は、熱心に教へてはいけない、本日は熱心に教へてまい、こういうふうな、昨日と本日とちがえて申し上げたつもりはありません。昨日私は、熱心に教へてはいけないといふことを申し上げたつもりはありません。これは速記録をこらういだけば、おのづから明らかであると思ひます。ただ昨日は、法律の解釈といひますか、この法律案が成立した場合の解釈といふ点から申し上げましたので、そこに多少さうなお氣持があるのじやないかと思ひます。要するに現在の憲法の説明として、再軍備をすることは許されない。憲法を前提として言う限り、これは一向差支えない。いくら熱心に言つても、これは差支えないと思つております。ただ現在の政治問題として再軍備を言ふことはいけな

いんだ。つまり現在の憲法というものを前提にしないで、現在の政治問題をとりえて、現在の政治問題は、改正をして再軍備をすべきだ、絶対に改正すべきでない、あくまでもこの憲法を維

持して、再軍備に進んではならぬ。こういう二つにわかれて論争しておるのでありますから、その論争の渦中に入つて、つまりこの憲法という前提を離れて、政治問題としてこの憲法を改正するなどといふことは、もつてのほかの議論であつて、これはいけな

いんだ。こういうことを言へば、これはい

わゆる政治的な論争になる。そうしてそれが強調せられることが、一党一派の政府的主張に偏するということになる、こういう法律の解釈を申し上げたのであります。そこで、今日申し上げましたのは、法律の趣旨として、そういうことのないように、これが政党的道具になつてみたり、客観的に見て実情がそういうことになつては、それでは困るというのがこの法律の趣旨であるといふことを申し上げたのであります。私の上上げた意味は、昨日とそうかわつておるとは思つておりません。高津さんは、初めから熱心に言うのはいけな

い、ちよつと言ふのはいい、というふうな、昨日私がこへ来たときからさうおつしやつておられました。私はさういふ意味じやありません。政治問題として取上げた場合は、これに抵触する場合があります。憲法を前提として再軍備するのは許されないのだ。こういうことを言うのは差支えないと申し上げたのであります。

○辻委員長 本日はこの程度にて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時十五分散会

昭和二十八年八月一日印刷

昭和二十八年八月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局